刑事裁判と報道

―― 報道のあり方の変化と国民の理解

曽我部真裕

1 はじめに

刑事事件の報道、いわゆる事件報道は、今も昔も報道の花形コンテンツの1つである。国民の猟奇的な関心に応える娯楽としての側面(報道機関にとってはその経済的基盤を支える側面とも言える。)と、被疑者・被告人や被害者の人生を通じて人間に対する洞察を深めたり、社会の病理を知らしめて政策的改善につなげたりといった積極的な価値を担う側面(国民の知る権利に奉仕する側面と言ってよい。)とを有する。

他方で、事件報道やその前提としての取材攻勢は、被疑者・被告人や被害者の名誉権やプライバシー、生活の平穏などを侵害したり、捜査機関の予断を増幅する犯人視報道が裁判官や、近年は裁判員に影響を与えて裁判の公正を害したり、といった弊害を生むことも長く問題視されてきた¹⁾。

こうした問題意識を踏まえ、裁判員制度の導入にあたっては、取材・報道のあり方に関しても懸念が示され、一定の措置がとられたところである。本稿では、裁判員制度運用10年の中で、こうした懸念が顕在化したのか、あるいは事件報道に変化は見られたのかといった点を振り返る。

さらに、裁判員制度が国民の参加によって支えられている以上、制度に対する国民の理解が不可欠であり、そのために報道機関がどのような役割を果たしうるのか、司法行政は何をすべきかといったことも検討課題であり、本稿ではこの点についても若干言及することとしたい。

2 裁判員制度の検討段階での議論

前提として、検討段階での議論を簡単に確認しておく²⁾。報道との関係で問題となったのは、主として、公判前の報道規制と、裁判員の保護のための取材・報道規制の2点である。

公判前の報道規制に関しては、当初、「報道機関は (……)事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならない。」といった文言を法律に盛り込むことが提案されていた³)。

この関係で影響力のあったのは、最高裁刑事局の平木正洋総括審議官がマスコミ倫理懇談会全国大会で報道関係者に向けて行った講演である⁴⁾。そこでは、裁判の公正に影響する報道として7類型(後述)が挙げられて率直に懸念が表明され、

¹⁾ この種の批判は、1990年代から2000年代初頭にかけて特に高まり、「報道被害」という言葉が人口に膾炙するとともに、メディア規制法案とも呼ばれた人権擁護法案が国会に提出されるに至った(その後廃案となった)。先駆的な浅野健一『犯罪報道の犯罪』(学陽書房、1984年)のほか、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『人権と報道――報道のあるべき姿をもとめて』(明石書店、2000年)、梓澤和幸『報道被害』(岩波書店、2007年)など。近年では、実名報道の是非に焦点を当てた論議が続いている(この点でも先駆的な浅野・前掲のほか、飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』〔現代人文社、2013年〕など)。

²⁾ 詳細には、土屋美明『裁判員制度と報道』(花伝社、2009年)など。

³⁾ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会「裁判員制度について」(2003年5月30日)。関係者から「たたき台」と呼ばれる本資料は、辻裕教『裁判員法/刑事訴訟法(司法制度改革概説6)』(商事法務、2005年)に掲載がある(本文に引用した箇所は同書161頁)。ただし、罰則は想定されていなかった(同書185頁)。

⁴⁾ 講演の記録として、平木正洋「公正な裁判と報道」マスコミ倫理577号(2007年)4頁。

報道界に波紋が広がった。

さて、上記の提案は、報道機関からの反発及び 自主規制の努力の表明を受け、後に方針変更がな され⁵⁾、成立した裁判員裁判法に規定はおかれな かった。

報道機関における自主規制の努力の結果としては、2008年に定められた、日本新聞協会「裁判員制度開始に当たっての取材・報道指針」及び日本民間放送連盟「裁判員制度下における事件報道について」が主なものである(内容については後述する。なお、新聞協会には主要なテレビ局も加盟している。)。他方、雑誌においては、必ずしも明確な対応がなされていない。)。

次に、裁判員等の保護のための取材・報道規制には、裁判員等の守秘義務(裁判員法9条2項、70条、108条)、裁判員等の個人情報の保護(同法101条)、裁判員等に対する接触規制(同法102条)といったものが含まれる。これらのうち、特に論議のあったのは守秘義務の問題であり、その範囲が広すぎるために報道の制約となるばかりでなく、家族や知人に裁判員経験を伝えることを通じた裁判員制度の周知にとっても桎梏となるといった批判がなされた。

3 裁判員制度の下での報道と裁判の公正

(1) はじめに

前述のように、報道、とりわけ公判前の報道のあり方が(裁判官や)裁判員に対して予断を与え、裁判の公正に影響を及ぼすのではないかという懸念は強い。実際、それを裏付ける心理学の研究成果は少なくないようである⁷⁾。もっとも、これらの研究成果は、実際の裁判員裁判とは異なる条件での実験に基づくものが多く、実際に、報道が裁判の公正にどの程度の悪影響をもたらしているの

かは未だ明らかではないように思われる。この点、報道によって裁判の公正が害された(あるいは、そのおそれがある)と表立って指摘されたことはほとんどない。そうした中、論議を呼んだケースが管見の限り2件ある⁸⁾。

(2) NHKスペシャル「尼崎殺人死体遺棄事件」

2013年6月9日に放送されたこの番組は、25年以上の間、血縁関係にない者も含め20名前後の人々を、擬似家族的な生活の中で支配して搾取し、複数の不審死や失踪事件も発生したという極めて特異で猟奇的な事件について、その首謀者と見られた女性Aを中心に描いたものである。報道番組ではあるが、いわゆる再現ドラマ場面が含まれている。

Aは、勾留中に自死を遂げ、不起訴となったが、それ以外に本件に関してAの親族7名が起訴されていた。放送から約2週間後の6月25日、この7名の弁護団が、抗議の申し入れ書をNHKに郵送したことを明らかにした⁹⁾。そこでは、Aが親族らを追い詰めていく様子を描いた再現ドラマについて「裁判員になる可能性のある視聴者に予断と偏見を与える」「被告が特定される形で登場し、相当印象的なセリフもあった。裁判員の選任に影響が出ることが予想される」と批判し、日本新聞協会が公表した「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を厳守するよう求めたとされる¹⁰⁾。

筆者もこの番組を視聴したが、特に再現ドラマ部分は、Aの役を演じた俳優の迫真の演技と相まって、極めて強い印象を受けた。弁護団が申し入れをしたことには理解ができる。

これに対して、NHK会長は記者会見で、「断定的な表現や犯人と決めつけるような報道はしないなど、裁判員制度の開始に伴って作ったガイドラ

⁵⁾ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会「考えられる裁判員制度の概要について」(2003年10月28日)。辻・前掲注3) 238頁。

⁶⁾ 土屋・前掲注 2) 170-171頁参照。かえって、日本雑誌協会は「今後とも自主ルールを策定することはありません。」と述べている(マスコミ倫理577号 [2007年] 8頁)。

⁷⁾ 若林宏輔ほか「公判前の事件報道に対して理論的根拠を含む裁判官説示が与える影響」法と心理14巻1号(2014年)87頁。同論文は、裁判官による説示の効果が小さいことも指摘する。その他、心理学研究の概観として、藤田政博「裁判員制度についての日本国内における心理学的研究展望 裁判員制度10年の歩み」関西大学社会学紀要52巻1号(2020年)119頁。

^{8) 1}件目のケースについて、曽我部真裕「裁判員制度と報道 NHKスペシャル尼崎事件再現映像番組から再考する」新聞研究 746号 (2013年) 43頁 (http://hdl.handle.net/2433/178371)。

⁹⁾ なお、上記の拙稿には「7月20日」とあるが、誤記であった。

^{10) 「}兵庫・尼崎の連続変死:テレビ番組が『裁判員に予断』被告弁護人、NHKに抗議」毎日新聞2013年6月26日。

インに沿って制作している」と述べ、問題はないとの認識を示したという¹¹¹。確かに、この番組は起訴されていないAを中心に描いたもので、7名の被告人にはほとんど言及がなかった。

公判前報道によって生じうる「予断」を、個々の被告人が有罪であるとの印象を与えるという意味でのそれと、事件全体の悪辣さ、異常性を強調することによって直接的に描写されていない被告人についても犯人視することになるという意味でのそれとが区別できるとすれば、この番組が与える予断は、後者であろう。報道界の自主規制が対応しようとしてきたのは、前者の予断であり、後者の予断まで防止しようとすれば、事件そのものの報道の余地がさらに狭められる上に、それに見合う効果があるかは疑わしいところである。

(3) うるま市強姦殺人事件における管轄移転請 求事件

2016年7月4日、強姦致死、殺人、死体遺棄罪 で那覇地裁に起訴されたアメリカ軍の軍属の弁護 人は、本事件については、沖縄県内において、米 軍基地や日米地位協定の問題と絡めて大々的に報 道され、また、広範な抗議活動が行われたことか ら、沖縄県民にあっては、被告人の自白内容、自 白を補強する物証等の存在を知り、被告人が有罪 との心証を有しているだけでなく、被告人を厳罰 に処すべきとの予断を持つに至っているところ、 そのような県民の中から裁判員を選任しなくては ならないことなどからすると、那覇地裁において 公平な裁判を行うことは不可能であり、刑訴法17 条1項2号の「地方の民心、訴訟の状況その他の 事情により裁判の公平を維持することができない 虞があるとき」に当たるとして、東京地裁への管 轄の移転を請求した。

最高裁は、この請求を棄却した(最二小決2016

年8月1日刑集70巻6号581頁)。理由は、「裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員と、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官とによって構成され、裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行う義務を負っている上、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることなども考慮すると、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されている」というものである¹²⁾。

弁護人は、管轄移転請求書において、本件に関する沖縄県民の世論を100件ほどの報道記事を示しつつ刑訴法17条1項2号該当性を主張しているのであるが、上記の通り、最高裁はこうした具体的事情には踏み込まず、制度上の一般的な担保があることに依拠している¹³。こうした判断方法については、より具体的、説得的に示すべきだという刑訴法研究者の批判¹⁴もあるが、専門外の者としてこの点には立ち入らない。

本件ほどに被告人に厳しい報道が大量になされるケースはほかに稀であろう。しかも、沖縄においては反基地感情が相当程度共有されていると見られるという一般的な背景がある上でのことである。にもかかわらず、制度上の一般的な担保で足りるとしたことから、こうした担保に対する最高裁の強い信頼を見て取ることができよう。

(4) 小 括

裁判員制度運用開始後、2013年6月まで、定期的にモニターを行ってきた法務省の「裁判員制度に関する検討会」では、報道の在り方についても議題として取り上げていた。そこでは、報道機関に所属する委員が、当時までの状況につき、「事

^{11) 「}NHK会長、問題なしの認識 尼崎・連続変死事件、元被告側から番組に抗議」朝日新聞2013年7月5日。しかし、NHKはその後、申し入れとは関係ないとしながら、「一時的な措置」としてNHKオンデマンドでの配信を停止した(「尼崎連続変死、番組配信を中断 NHK」朝日新聞2013年8月24日)。ところが、本稿執筆に当たり確認したところ、現時点では、同じシリーズの他の番組は配信されているが、この番組は配信リストに掲載がない。

¹²⁾ また、千葉勝美裁判官の補足意見は、「そこは、事件の背景等についての証拠に基づかない裁判員の個人的な感情や予断等が入り込む余地のない厳粛な『裁きの場』なのであ」る、とか、「裁判員には、証拠に基づかない私的な感情を排した冷静な審理への参加が求められており、各人がそのような自覚の下に、裁判員裁判の制度を裁判官と共に築き上げていく責務があ」る等との精神論を述べる。

^{13) 「}予断のおそれが申立人の主張する程度であれば、選任手続による公平性の確保 (……) 及び裁判官による裁判員に対する規制 (……) で十分対応できるというのであろう」(安村勉「判批」平成28年度重要判例解説 [2017年] 197頁)。

¹⁴⁾ 関口和徳「判批」法律時報89巻12号 (2017年) 133-134頁。

件・事故・裁判の報道によって、今のところ大きなトラブルは起きていないと認識しています。裁判員や補充裁判員に予断を抱かせることなく、『公正な裁判』と『報道の自由』という、2つの理念の両立を目指すメディア側の指針ですとか各社の自主ルールが有効に機能している、そういうふうに認識しております。」と述べ「5)、弁護士である委員も含め、その認識に異論は出ていない。その後開催されている法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」においては、報道の在り方については特に議論されていないようであり、課題としては認識されていないことが伺える「6)。

以上からすれば、報道によって裁判の公正が害されるおそれは、少なくとも、例えば当初検討されたような法規制を正当化する程度には顕在化していないといえ、こうした規制を導入しなかった判断は賢明だったといえる。

このことは、最高裁が上記の管轄移転請求事件 決定において指摘した一般的な制度的な担保のほか、弁護人の努力にも負うものであって、報道に 何ら問題がないということを意味するわけではないだろう。ただ、報道側にも一定の変化が見られることも確かであり、この点について次に見てみたい。

4 裁判員制度の下における 事件報道の変化

(1) はじめに

ここでは、裁判員裁判との関係を念頭に、この10年あまりでの事件報道の変化を概観してみたい。報道機関は、3で見た公正な裁判の要請との関係で、事件報道の見直しに取り組んだほか、裁判員制度導入によるものとは別の事情によって、変化を迫られた部分もある。

(2) 裁判員裁判との関係で導入された自主規制

最高裁の平木総括審議官が前述の講演において 懸念を表明した類型は、①捜査機関から取得した 情報をあたかも事実であるかのように報じるこ と、②被疑者の犯行自白の報道、③被疑者の弁解 が不合理と指摘する報道、④被疑者の犯人性を強 く推認させる証拠の内容を断定的に報じること、 ⑤前科前歴の報道、⑥被疑者の生い立ちや対人関 係等に関する報道、⑦被疑者が犯人であることを 前提とする有識者・専門家のコメント、である。

前述の通り、こうした指摘なども意識しつつ、 法規制を回避するために、指針が定められた。まず、日本新聞協会「裁判員制度開始に当たっての 取材・報道指針」は、次のような内容を含んでいる。

- ・捜査段階の供述の報道にあたっては、供述と は、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士 等を通じて間接的に伝えられるものであり、情 報提供者の立場によって力点の置き方やニュア ンスが異なること、時を追って変遷する例があ ることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま 真実であるとの印象を読者・視聴者に与えるこ とのないよう記事の書き方等に十分配慮する。
- ・被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィルは、 当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な 範囲内で報じる。前科・前歴については、これ まで同様、慎重に取り扱う。
- ・事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者 が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付 けることのないよう十分留意する。

次に、日本民間放送連盟「裁判員制度下における事件報道について」には、次のような内容を含んでいる。

- (1) 事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
- (2) 一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
- (3) 事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
- (4) 多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- (5) 予断を排し、その時々の事実をありのまま伝

^{15) 「}裁判員制度に関する検討会(第6回)議事録」(2011年6月8日)12頁。

^{16) 2014}年、制度5年の節目に最高裁事務総局の課長が執筆した論考においても、報道への要望として、裁判の公正の問題には言及されておらず、むしろ、制度に対する国民の理解を深めるという後述の観点からの事柄が挙げられている(香川徹也「運用実態への理解深める必要」新聞研究756号〔2014年〕14-15頁)。また、弁護士からも「事件報道によって何らかの問題が生じた事案はないと思われる」とされている(宮村啓太「法曹三者間の議論と事件報道」同号39頁)。

え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報 の発信元を明らかにする。また、未確認の情報 はその旨を明示する。

- (6) 裁判員については、裁判員法の趣旨を踏まえて取材・報道にあたる。検討すべき課題が生じた場合は裁判所と十分に協議する。
- (7) 国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。
- (8) 公正で開かれた裁判であるかどうかの視点を常に意識し、取材・報道にあたる。

報道各社は、これらに基づき、より具体的な基準を定めており、記者が重大事件に関する取材・報道の現場を語った論考を見ると、こうした基準を意識しつつ、様々な工夫をしていることが見て取れる¹⁷⁾。

他方で、最近においても、「事件報道の在り方が質的に変化したとは言い難い」との指摘もある¹⁸⁾。この指摘自体は新聞報道に対してなされたものだが、筆者が刑事弁護に詳しい複数の弁護士に個人的に質問したところでは、テレビ番組の問題性を強調する回答があった。特に、ニュース番組とは区別される情報番組(いわゆるワイドショー)は、テレビ局における制作部署が異なり、報道倫理に対する考え方も報道局(名称は局により異なる。)が制作するニュース番組とは異なったものとなりがちである。

裁判の公正に現実に影響するかどうかはともかく、社会に向けてコミットメントを示した指針等を誠実に遵守することが、報道に対する国民の信頼を確保するためにも重要であろう。

ところで、明示的に指摘されることは少ないように思われるが、裁判員制度のもとで報道の在り方に一定の変化があったとすれば、その一部は捜査機関の報道対応の変化と関係している。新聞記事で言及されている限りでも、警察及び検察庁は、捜査段階で、裁判員に予断を与えることを理

由として発表を控えることが散見される19)。

最近の著名な事件では、2020年7月に発生した京都アニメーションの放火殺人事件において、起訴内容の認否や鑑定留置の結果については、「公判で明らかにすべきこと」「裁判官や裁判員に予断を与える恐れがある」などとして明らかにされていない²⁰¹。

(3) 刑事裁判のあり方の変化に伴う報道の変化 前項では、(裁判官及び)裁判員の予断防止のた

めの報道の変化について見たが、より本質的なものとして、裁判員制度の導入によって刑事裁判のあり方が変わったことに伴う変化を指摘しなければならない。それは、公判段階の報道にかつてよりも多くの紙面が割かれることになったことである。

そもそも、事件報道のあり方は刑事司法の姿を 多かれ少なかれ反映するものである。これまで事件報道に向けられてきた批判、すなわち、捜査機関のリークに依存するが故に、(権力監視という建前とは裏腹に)捜査機関の暴走をチェックするどころか、捜査段階での犯人視報道によって捜査機関の見立ての誤りを増幅する等の批判は、調書裁判と呼ばれる状況の下、供述調書すなわち捜査段階での取調に過度の重みが与えられていたことや、証拠開示が不十分な中で捜査機関に情報が集中していたこと等の事情を背景としている。

こうした点について、最高裁事務総局による総括においては、裁判員制度の導入によって、精密司法・調書裁判などと呼ばれた姿から、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになり、裁判員を含む裁判体が公判廷で必要な証拠に直接触れ、的確に心証を採ることができる審理を実現するための取組も進められ、公判審理は劇的な変化を遂げたという評価がなされている²¹⁾²²⁾。公判報道の重要性が増したことも、こうした変化の反映であろう。

¹⁷⁾ 俯瞰的なものとして、大沢陽一郎「公正な報道と果敢な取材が不可欠」新聞研究757号 (2014年) 16頁、有若基「現場に定着した報道指針」同号20頁、滝口亜希「裁判員制度10年の報道を振り返る」法学セミナー 777号 (2019年) 22頁。個別的なものとしては、同号掲載のほかの論考のほか、「特集・裁判員制度10年と報道」同誌817号 (2019年) の諸論考など。

¹⁸⁾ 渕野貴生「予断与える事件報道の構造的問題」新聞研究817号 (2019年) 48頁。また、「報道に接した市民が審理に臨む可能性があるという観点からは気になる報道も散見される」とする、村瀬均「裁判員裁判と報道」原田國男判事退官記念論文集刊行会編『新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010年) 388頁。

¹⁹⁾ 山梨県警の例であるが、裁判員裁判開始を意識して、県警本部長が被疑者の供述内容の発表を控えるよう方針転換したという 報道もある(「警察当局 情報管理、厳しくなる傾向 メディア対応、山梨県警の場合は」毎日新聞2012年1月14日)。

^{20) 「}京アニ放火、容疑者を起訴 地検『刑事責任問える』」朝日新聞2020年12月17日。

さらに、上述のように、予断防止のために捜査 段階で捜査機関から提供される情報が減少していること、また、別の文脈で近年問題意識の高まってきた被害者保護の要請からもそのような傾向が 見られることなどから、捜査段階での取材・報道がしづらくなっている一方で、公判は、上述のように、検察官と弁護人との攻防が口頭で展開される場となり、また、裁判員にも分かりやすいものとなるような工夫がされている。これは、当然、傍聴している記者にとっても分かりやすいことを意味するのであり、公判においてはじめて明らかになる情報が増加していることとも相まって、公判報道の重要性が大きくなっていると考えられる²³⁾。

(4) 残された課題

以上からすれば、少なくとも新聞報道に関しては、事件報道のあり方は、基本的には望ましい方向への変化が見られると思われる。他方で、テレビの情報番組や雑誌に関しては、依然として捜査段階での断片的かつ不確かな情報を報じる傾向が残っているように思われる。もっとも、自由な社会においては、人々の知りたいという欲求は抑止しがたいものであり、裁判の公正確保のための制度上の一般的な担保で対処できる範囲では、これ以上の制度的な対応をとる強い必要性はないようにも思われる。ただ、たとえば、かつてのオウム真理教事件のような超弩級の事件が発生した場合には、報道界には、過熱する報道を抑制できるような用意をしておく必要はあるのではないだろうか。

最後に、ここまであえて触れていなかったとこ ろでもあるが、今日においては、インターネッ ト、とりわけSNSの影響力が高まっている。職業 倫理が要求されることに異論のない報道機関に対 しては、これまで見てきたような一定の自主規制 を期待することが可能であったが、SNSにおいて はそれは妥当しない。また、情報番組や雑誌で も、マスメディアでは、全く何の根拠もない内容 が報じられることは多くはないと考えられるが、 SNSにおいては根も葉もない噂も流通しうる。 SNSとの関係では、被害者に対する誹謗中傷問題 が注目されてきたが、被疑者・被告人についても 対策としては同様であろう。ただ、被疑者・被告 人に関しては、論議すること自体には公共性が認 められるため、名誉毀損にせよプライバシー侵害 にせよ、削除を得ることは困難だろう。

事実無根の情報を裁判員が検索して影響を受けることのないよう、さしあたりは、制度上の一般的な担保のもと、運用上の配慮で対応するしかなさそうである²⁴⁾。

5 裁判員制度に対する国民の理解と報道

ある意味で報道の過剰を問題視するこれまでの本稿での論述のウェイトの置き方とは異なり、裁判員制度の運用に関わる実務家のより大きな懸念は、裁判員裁判の報道の過少であったように思われる。

このことはすでに、裁判員制度5周年を機に組まれた特集の中で最高裁事務総局の担当者から述べられている²⁵⁾。曰く、報道されるのは特異な事

²¹⁾ 最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」(2019年) 6頁。

²²⁾ さらに、裁判員制度は、市民への説明と対話とを通じて裁判官の意識改革、行動変容につながることも期待されていたところ、その点でも一定の効果があったことが伺える。「裁判員制度10年 裁判長50人アンケート 市民感覚 審理に新風」読売新聞2019年5月21日。また、小田克朗「国民の司法参加を起爆剤に」新聞研究817号(2019年)30頁も、このアンケートに関する論考である。

²³⁾ また、被害者参加制度によって公判廷で被害者が語る場が設けられていることも、公判報道の重要性を増大させる事情であろう。

²⁴⁾ なお、報道との関係でも論議のあった裁判員等の守秘義務については本文で触れることができなかったので、ここで一言しておく。守秘義務の必要性・重要性を否定するつもりはないが、それを強調する論者からしばしば言われる「裁判の公開と判決書の検討によって検証されればよい」から、評議の内容に関心をもつ必要はないというような主張(椎橋隆幸「裁判員制度と報道の在り方」ジュリスト1268号 [2004年] 114頁、池田公博「裁判員制度と報道の在り方」刑事法ジャーナル [2009年] 33頁など)には 違和感を覚える。裁判員裁判に関わる論者からはほとんど聞かれない視点かと思われるが、裁判員制度にも裁判官を監視するという側面 (小坂井敏晶『人が人を裁くということ』[岩波書店、2011年] 9-13頁) が含まれているはずであり、例えば、仮に、裁判長が過度に強引に評議を進行して有罪判断に至ったというような事案が生じたとすれば、非常手段的にはなるが、裁判員が報道機関にそれを告げ、報道されることがあって然るべきであろう。ただ、繰り返しになるが、こうした例外的な事象をもって守秘義務関係規定が不当であると言うつもりはなく、取材源秘匿等による対処が考えられる。

²⁵⁾ 報道関係者からも同様の指摘がある(滝口・前掲注17)25頁)。

件がほとんどであり、裁判員制度自体の報道や、強盗致傷のような全事件の4分の1を占めるような類型の事件もほとんど報道されないほか、裁判員裁判の判決後に裁判員経験者の記者会見が開催される数も、開催された場合の参加記者も減少しているという。他方で、世論調査によれば、80%以上の者が裁判員となることに消極的であり、国民の間に裁判員裁判の実情が伝わっていないという。そして、「ありふれた事件であってもそれを題材にしながら制度の運用実態をきめ細かく伝えるという意味では、報道価値がないと決め付けるにはまだ早い」とする²⁶⁾。

その後も裁判員の辞退率、出席率が悪化を続けているなか、制度に関する国民の理解を深めるための広報の重要性は増大することはあっても低下することはない。実際、各地の裁判所や検察庁、弁護士会では、裁判員制度の理解を広げるための取組を地道に続けている。報道機関への働きかけも少なくないことは、新聞の各地の地方版で裁判員裁判の模擬裁判に記者が参加したといった記事が多数見られることからも伺える。とはいえ、このたぐいの広報行事が、紙面で大きく取り上げられることは考えにくい。

大きく報道されるためには、やはり事件そのものに関連して報じることのできる内容が存在することが必要である。それとの関係で語られてきたのは裁判員の守秘義務の問題である。評議においてどのような白熱した議論があったのか、個々の裁判員の心理描写とともに生々しく描くことが出来れば、大きな報道価値があるほか、娯楽性を盛り込んで、より多くの人々がアクセスしやすい形(ドラマや映画など)に仕立てることも可能である。

もっとも、守秘義務の範囲を多少緩和すべきで はないかという問題は、長く議論されてきてはい るものの、上記のようなことが可能になるまでの 緩和は到底不可能であろう。現在のような当たり障りのない感想を聞くような記者会見では、参加記者が減り記事にもならないのはやむを得ないところであり²⁷⁾、記者会見の活性化のほか、家族や知人に経験を話しやすくするためにも守秘義務の緩和は必要かもしれないが²⁸⁾、こうした緩和による広報効果はそれほど大きくないだろう。

以上からすれば、事件報道を通じたものによるもの以外には、報道機関を通じて国民の理解を深めることには大きな限界があると言わざるを得ず、ほかのアプローチの必要性を感じさせる²⁹⁾。

6 おわりに

裁判員裁判の導入は、裁判官が一般国民と直に接し、協働を迫られることを通じて、裁判官の意識及び行動に一定の変容をもたらしたほか、司法行政主体たる裁判所としても、広報の必要性から、報道機関やマスとしての国民に向き合うことが求められた。この10年余り、「国民に開かれた裁判所」に向けて裁判所の真摯な取り組みが行われてきたが、本稿での検討を通じ、後者の面に関しては手詰まり感も見える。新たな一歩を期待したい。

(そがべ・まさひろ 京都大学教授)

²⁶⁾ 香川・前掲注16) 14頁。

²⁷⁾ 特定の裁判員に焦点を当てて掘り下げた記事は重要なものとなりうる。例えば、「裁判員したら人生一変 51日間のオウム裁判、悩んだ末」朝日新聞2019年4月13日。後日の取材の端緒としての記者会見の意義を指摘するものもある(大沢陽一郎「裁判員経験者の言葉が意味するもの」新聞研究733号[2012年]36頁)。

²⁸⁾ 現在ではインターネット上での発信が容易であるが、裁判員経験を詳しく述べたものは必ずしも多くないようにも思われる。これが守秘義務(及びそれに由来する萎縮効果)によるものかどうかは明らかではないが、経験者がネット上で発信することには意味があり、守秘義務の緩和によってこれを奨励するメッセージを発することは考えられる。もっとも、その場合、行き過ぎに苦慮する場面が生じることは予想され、現在はその懸念の考慮を優先させているものと理解できる。

²⁹⁾ 裁判員制度の広報は、関係機関による直接の、しかも (オンラインではないという意味での) 実社会での広報活動のほかは、 狭義の報道を通じたものに偏っている印象を受け、娯楽性が高いがゆえにより広い層の国民が接する媒体、方法での展開が求めら れるようにも思われるが、本稿の射程をも筆者の専門性をも超えるので、これ以上は立ち入らない。